

十 管 区 水 路 通 報

第 3 8 号

(令和8年10月2日～令和8年10月8日 掲載分)

- 第 337項 九州東岸 - 志布志港 スパッド台船撤去作業
- 第 338項 東シナ海 - ロケット打上げについて
- 第 339項 九州西岸 - 串木野港及び付近 照明弾発射訓練
- 第 340項 九州西岸 - 熊本港 水路測量
- 第 341項 九州南岸 - 佐多岬西方 照明弾発射訓練
- 第 342項 九州東岸 - 細島港 船舶気象通報等一時業務休止
- 第 343項 東シナ海 - 環境調査
- 第 344項 九州西岸 - 島原湾 灯浮標復旧(予告)
- 第 345項 九州西岸 - 天草下島、鬼池港南方 灯台廃止
- 第 346項 九州南岸 - 鹿児島港、本港区 灯台高さ変更
- 第 347項 南西諸島 - 奄美大島、古仁屋港 魚礁設置

★ 8 年 3 3 7 項 九州東岸 - 志布志港 スパッド台船撤去作業

潜水土及び起重機船によるスパッド台船撤去作業が実施されている。

期 間 令和8年10月9日まで(予備日を含む)、日出～日没

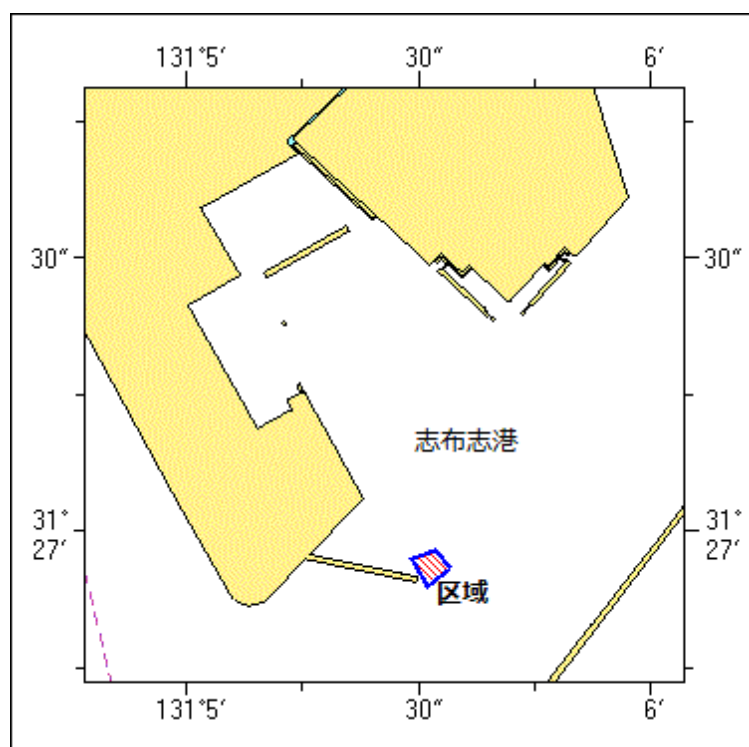
区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 31-26-57N 131-05-29E
- (2) 31-26-58N 131-05-32E
- (3) 31-26-56N 131-05-34E
- (4) 31-26-54N 131-05-31E

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚
付近に警戒船を配置

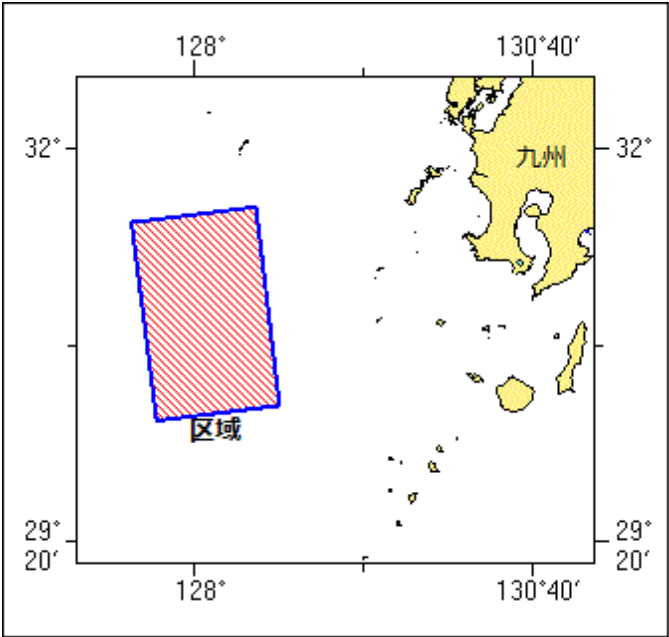
海 図 W1257

出 所 志布志海上保安署



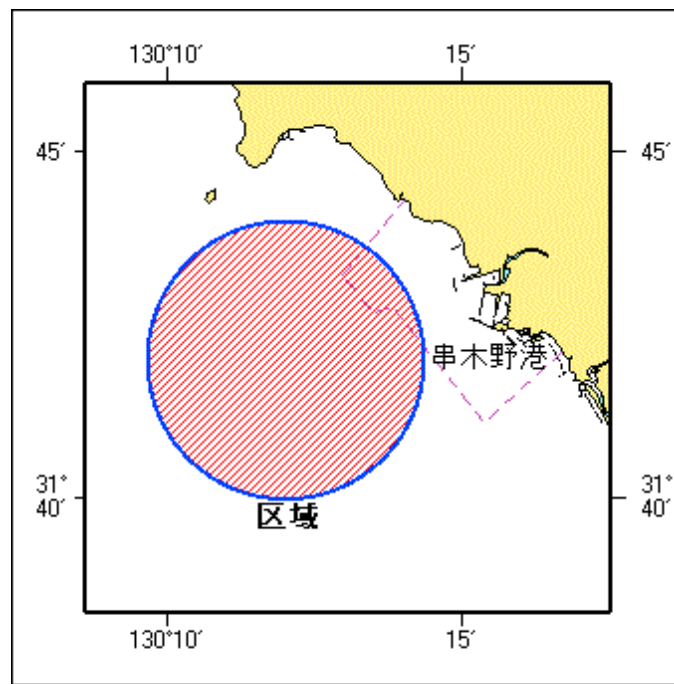
★ 8 年 3 3 8 項 東シナ海 ロケット打上げについて

韓国のロケット打上げに伴い危険区域が設定される。
日 時 令和8年10月7日(予備日8日～14日)、1228～1343
区 域 4地点により囲まれる区域
(1) 31-30-31N 127-29-33E
(2) 31-36-44N 128-28-31E
(3) 30-16-10N 128-39-36E
(4) 30-09-57N 127-41-27E
海 図 W211-W437-W1002-W210-FW210-W1001
出 所 海上保安庁海洋情報部



★ 8 年 3 3 9 項 九州西岸 串木野港及び付近 照明弾発射訓練

巡視船による照明弾発射訓練が実施される。
期 間 令和8年10月12日、0900～1600
区 域 31-42N 130-12Eを中心とする半径2海里の円内
備 考 訓練中、紅色閃光灯を点灯し、国際信号旗「UY」旗を掲揚
海 図 W184-W207
出 所 串木野海上保安部

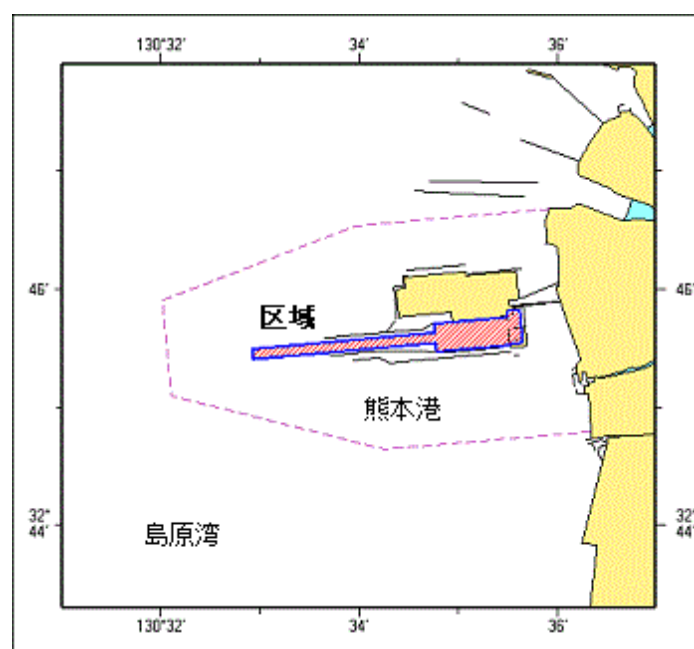


★8年340項九州西岸 — 熊本港 水路測量

作業船による水路測量が実施される。

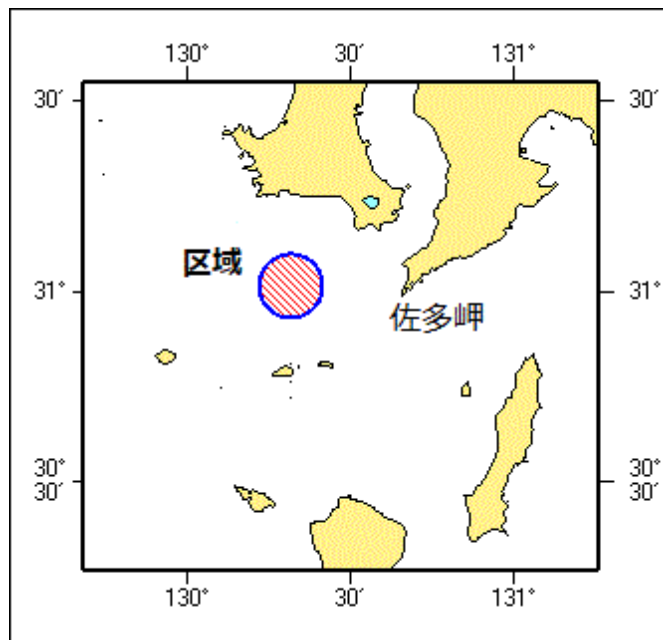
期 間 令和8年10月19日～令和9年1月31日(内5日間)
 区 域 8地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 32-45-32N 130-35-31E (岸線上)
 (2) 32-45-28N 130-34-46E
 (3) 32-45-33N 130-34-46E
 (4) 32-45-25N 130-32-56E
 (5) 32-45-30N 130-32-55E
 (6) 32-45-38N 130-34-45E
 (7) 32-45-43N 130-34-45E
 (8) 32-45-43N 130-34-54E (岸線角)

備考 作業船は「白紅白」のえん尾旗を掲揚
 海出 W171-W169
 図所 十本部海洋情報部



★8年341項九州南岸 — 佐多岬西方 照明弾発射訓練

巡視船による照明弾発射訓練が実施される。
 期 間 令和8年10月17日、0900～1600
 区 域 31-01N 130-19Eを中心とする半径5海里の円内
 備考 訓練中、紅色閃光灯を点灯し、国際信号旗「UY」旗を掲揚
 海 図 W221-W1222-W180-W182A
 出 所 鹿児島海上保安部

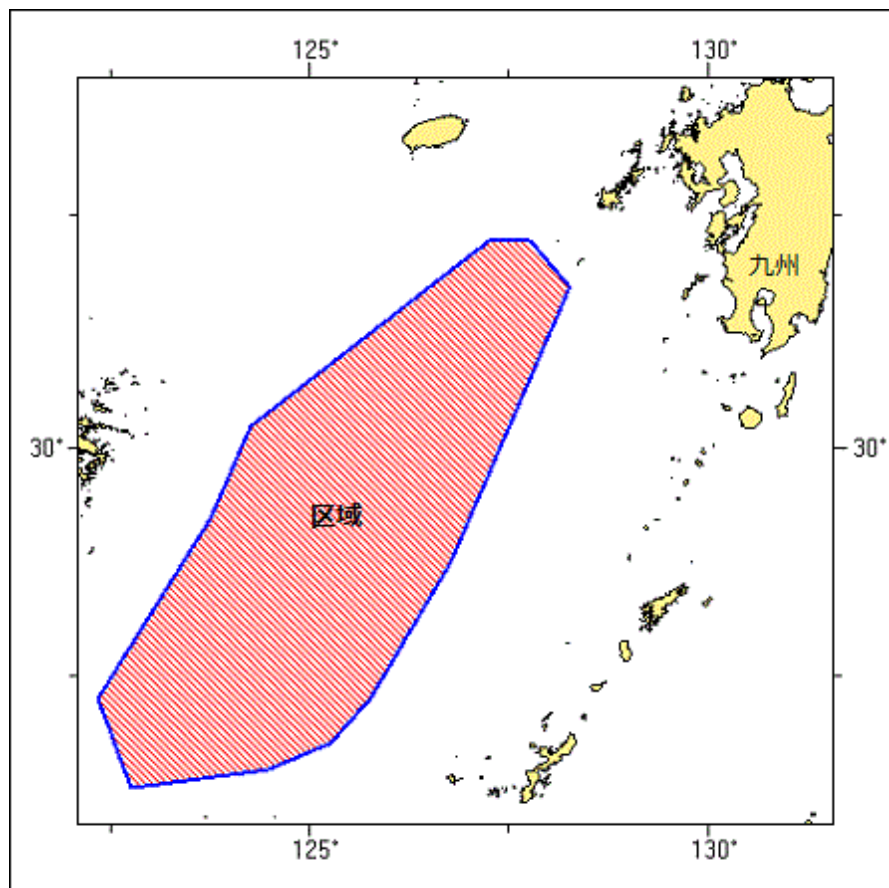


★8年342項九州東岸 — 細島港 船舶気象通報等一時業務休止

船舶気象通報等が一時業務休止される。
 期 間 令和8年10月13日、1300～1500
 休止内容 細島灯台の風向及び風速情報
 休止機関 第十管区海上保安本部及び宮崎海上保安部(インターネットホームページ、電話)
 海 図 W1223-W1220-W157-W180-W1072-W210-FW210
 出 所 十本部交通部

★8年343項東シナ海 — 環境調査

調査船「陽光丸」(692トン)による環境調査が実施される。
 期 間 令和8年10月9日～11月9日
 区 域 11地点により囲まれる区域
 (1) 32-15N 127-45E
 (2) 31-45N 128-15E
 (3) 28-45N 126-45E
 (4) 27-15N 125-45E
 (5) 26-45N 125-15E
 (6) 26-27N 124-27E
 (7) 26-15N 122-45E
 (8) 27-15N 122-20E
 (9) 29-15N 123-45E
 (10) 30-15N 124-15E
 (11) 32-15N 127-15E
 備考 採泥作業を伴う
 停船観測を伴う
 海 図 W437-W1002-W210-FW210
 出 所 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所



★ 8 年 3 4 4 項 九州西岸 — 島原湾 灯浮標復旧（予告）

（十管区水路通報8年14号123項関連）
一時撤去中の灯浮標が復旧される。

予定日 令和8年10月20日

- 1 熊本県漁連長洲港南沖灯浮標(灯台表第1巻、6417.5)
位 置 32-51.8N 130-26.1E
- 2 熊本県漁連菊池川口南西沖第1号灯浮標(灯台表第1巻、6418.4)
位 置 32-50.1N 130-27.4E
- 3 熊本県漁連菊池川口南西沖第2号灯浮標(灯台表第1巻、6418.5)
位 置 32-50.0N 130-27.5E
- 4 熊本県漁連熊本港北西沖第1号灯浮標(灯台表第1巻、6423.4)
位 置 32-48.0N 130-29.1E
- 5 熊本県漁連熊本港北西沖第2号灯浮標(灯台表第1巻、6423.5)
位 置 32-47.4N 130-28.6E
- 6 熊本県漁連緑川口西沖第1号灯浮標(灯台表第1巻、6424.4)
位 置 32-43.5N 130-28.8E
- 7 熊本県漁連緑川口西沖第2号灯浮標(灯台表第1巻、6424.5)
位 置 32-43.0N 130-28.8E
- 8 熊本県漁連赤瀬港北西沖灯浮標(灯台表第1巻、6427.5)
位 置 32-39.4N 130-29.7E

海 図 W172-W169
出 所 十本部交通部

★ 8 年 3 4 5 項 九州西岸 — 天草下島、鬼池港南方 灯台廃止

（十管区水路通報8年37号333項削除）

「御領港1号防波堤灯台」（灯台表第1巻、6460）（32-31.1N 130-11.8E）は、廃止された。

備 考 灯塔は当分の間、残置される

海 図 W203-W169-W206-W213

出 所 熊本海上保安部

★ 8 年 3 4 6 項 九州南岸 ― 鹿児島港、本港区 灯台高さ変更

「鹿児島本港東A防波堤北灯台」(灯台表第1巻、6635.35)(31-35.9N 130-34.4E)は、高さが変更された。
高 さ (変更後) 10メートル
(変更前) 11メートル
海 図 W 2 1 4 A - W 2 2 1 - W 1 2 2 1
出 所 鹿児島海上保安部

★ 8 年 3 4 7 項 南西諸島 ― 奄美大島、古仁屋港 魚礁設置

魚礁が設置された。

区 域 2地点を結ぶ線上

(1) 28-06-23.8N 129-19-11.2E

(2) 28-06-20.6N 129-19-04.6E

備 考 石材、高さ0.3m

海 図 W 2 3 0 - W 2 2 5

出 所 十本部海洋情報部

